

◇特定建築物届 必要書類一覧◇

1. 特定建築物届

2. 構造概要書

3. 建築物の配置図・平面図・立面図

次の項目が確認できるもの

【配置図】隣接する建物・道路等、周辺状況

【平面図】各室の用途、廃棄物保管場所及び清掃用水洗の位置等

【立面図】外壁ガラリの位置

4. 空気調和設備に関する図面類

① 空調換気ダクト系統図、平面図、機械室詳細図

② 空調配管系統図、平面図

③ 空調機器表

5. 給排水設備に関する図面類

① 給排水系統図、貯水槽詳細図、給湯系統図、平面図

② 貯水槽室詳細図

③ 給排水機器表（給湯含む）、器具表

6. 雑用水道設備に関する図面類（給排水設備に準ずる）

7. 建築物環境衛生管理技術者免状の写し

8. 所有者以外に当該建築物の全部の管理について権原を有する者であることの証明

次の書類等：破産管財人証明書、契約書、委任状等

9. 所有者以外に当該建築物の維持管理について権原を有するものがあることの証明

次の書類等：破産管財人証明書、契約書、委任状等

■用語説明■

1. 所有者

建築物の登記に記載のある者

2. 全部の管理について権原を有する者

民法第25条等に規定する管理行為を自らの判断でなしえる法律上の地位にある者

3. 維持管理権原者

特定建築物の維持管理について自らの判断を責任に基づき維持管理できる権原を有する者（全部の管理について権限を有する者がある場合、全部の管理について権限を有する者が維持管理権原者にもなる）

4. 届出義務者

届出は所有者が行います。所有者以外に建築物の全部の管理について権原を有するものがある場合は、全部の管理について権原を有する者が届出者になります。

国や地方公共団体等の場合は、それぞれ国有財産法、地方自治法等に規定するものが届出てください。

※用語について詳しくは『特定建築物の維持管理について権原を有する者の解釈について』（平成21年12月18日 健発1218第2号厚生労働省通知）、「平成22年7月27日 厚生労働省健康局生活衛生課 事務連絡」をご確認ください。

※上記1～4について、届出には法人印の押印は不要ですが、法人印を押せる方を代表者として届出てください。通常、支店長や学校長はこれに該当しません。